

令和 7 年 5 月 26 日
公益財団法人 核物質管理センター

防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき東海保障措置センターで実施した防災訓練の実施結果をとりまとめ、令和 6 年 5 月 21 日に原子力規制委員会に報告しました。原災法に基づきその要旨を添付資料のとおり公表致します。

添付資料：「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以 上

「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

令和 7 年 5 月 26 日
公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター

防災訓練実施結果を、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 13 条の 2 第 1 項に基づき原子力規制委員会に報告しましたので、その要旨を以下のとおり公表致します。

1. 防災訓練の目的

本防災訓練は、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下、「東海センター」という。）原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）第 2 章 第 7 節 1. に基づき実施したものであり、原子力防災組織の対応能力向上を目的として実施した。なお、訓練実施方法は、第 25 回原子力規制委員会（令和 3 年 8 月 18 日）にて示された 2 部制（第 1 部：東海センター防災業務計画に定める機能が適切に実施できることを確認するための現実的なシナリオに基づいて実施する訓練、第 2 部：原災法に基づく通報連絡が適切に実施できることを確認するための訓練）での訓練を実施した。また、第 1 部訓練においては、隣接する国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下、「東京大学」という。）との同時発災を想定。

2. 防災訓練実施日

令和 5 年 12 月 15 日（金）

3. 防災訓練の項目

総合訓練

4. 第 1 部訓練

4-1 防災訓練の想定

新分析棟大物搬入口から、運搬容器（以下、「ドラム缶」という。）を廃棄事業者に引き渡す（所外運搬）ために、搬入室内（非管理区域）に当該ドラム缶を移動していた際に茨城県東海村で震度 6 弱の地震が発生（警戒事象の発生）し、当該ドラム缶の転倒により、封入していたセメント固化体の一部が床面にこぼれでた事象（管理区域外への漏えい）を想定し、応急措置等を実施した。なお、第 1 部訓練では異常放出等の放射線異常は想定しないものとし、原災法第 10 条事象及び第 15 条事象にも進展しないものとした。て第 1 部訓練を実施した。

4-2. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 参集及び事故対策本部の指揮運営訓練
- (3) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- (4) 原子力災害医療訓練
- (5) 現場組織の編成及び事故対策本部との通報連絡訓練
- (6) 事故収束訓練
- (7) モニタリング訓練
- (8) 支援対策本部との連携等の訓練

4-3. 防災訓練の結果に対する評価

「4-2. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、計画した各訓練での防災活動において大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認したが、いくつかの訓練項目に改善点が抽出された。各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。なお、文中の【改善点(番号)】は、「6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 避難誘導訓練

- 1) 防災管理者は、防災業務計画の下部文書「原子力災害発生時の対応要領」(以下、「対応要領」という。)に基づき、地震の発生直後即座に状況を判断し、事故対策本部要員等は事故対策本部、その他の職員等は避難場所(事務棟前)にヘルメットを着用し、安全を確保して避難することを指示することができた。
- 2) 防災管理者は、対応要領に基づき、直ちに各班長への人員点呼及び安否確認を指示するとともに広報班長にその結果の取り纏め及び報告を指示することができた。
- 3) 各班長は、防災管理者からの指示に従い、避難場所への避難者(模擬)、事故対策本部への参集要員等の人員点呼及び安否確認を速やかに行い、広報班長に結果を報告することができた。
- 4) 広報班長は、対応要領及び防災管理者からの指示に従い、速やかに各班長からの人員点呼及び安否確認の結果を取り纏めて防災管理者に報告することができた。

(2) 参集及び事故対策本部の指揮運営訓練

- 1) 防災管理者は、対応要領に基づき、警戒事象発生の判断、事故対策本部要員の参集、事故対策本部の立上げ指示を適切に行うことができた。
- 2) 防災管理者は、広報班長から東海村の震度情報の報告を受け、直ちに対応要領に基づき、警戒事象の発生及び事故対策本部の設置を宣言し、事故対策本部要員に事故対策本部の立上げ指示を行うことができた。
- 3) 防災管理者及び統制役は、対応要領に基づき、各活動班の参集状況を確認した後、適切に初動作業(a.現場組織への応急措置活動等の実施及び状況報告、b.情報班への情報の取り纏め及び通報文作成、c.広報班への外部関係機関への情報発信(FAX、電話連絡)、d.ERC対応班へのホットラインでの通報連絡等)の指示をすることができた。
- 4) 事故対策本部要員等は、防災管理者の指示に従い、ヘルメットを着用し、安全を確保した上で、速やかに会議室に参集し、地震発生の約5分後には事故対策本部の設営を完了させ、対応要領に基づく各活動班の活動を開始することができた。
- 5) 統制役は、ホワイトボードに記載された施設・設備状況を「施設・設備状況等チェックシート」で確認し、未確認情報があった際に、適時に各班長等に情報集約の指示をすることができた。
- 6) 本部付き要員は、本部で決定した活動方針を「事故収束戦略一覧/事故収束戦略シート」等にまとめるとともに適切に進捗管理等を行うことができた。
- 7) 情報班は、対応要領及び同要領の下部文書「情報班対応マニュアル」(以下、「情報班対応マニュアル」という。)に基づいて、初動時等の情報集中時にホワイトボード板書要員を増員配置することにより、防災管理者、統制役及び各班長等からの報告内容等を一部の情報(① 地震発生後に実施した施設・設備等の点検の点検開始時刻、点検者等の一部情報、② 応急措置活動で実施した処置内容の一部情報(汚染範囲:25×25cmに対して養生範囲:50×50cmであったが、ホワイトボード板書者に情報が伝わらず養生範囲を記載しなかったため、養生範囲も25×25cmであると誤解を与えてしまった)【改善点①】)を除き、適切に記載することができた。また、各報告者への事実関係等の確認及び報告者からの指示等を受け

- 、適宜追記・修正を行ったことで正確な情報を本部内で共有することができた。
- 8) 各班長等の報告者は、情報輻輳時（ホワイトボード板書者の対応に遅れが生じていた際等）にメモの作成を失念してしまい口答報告のみになってしまったことやホワイトボードの記載内容の確認が不十分であった。【改善点①】
- 9) 各班長は、事故対策本部内での情報共有、応急措置方法等の検討時に、図面等の備え付け資料にマーキングすること等により、誤解を招くことなく正確に情報を発信することができた。
- 10) 各班長は、現場からの発生事象等の報告を基に事故対策本部に適切な対応戦略の提案をすることができた。
- 11) 防災管理者及び統制役は、対応要領に基づいて、適宜要員数や活動状況を各班長に確認し、他班から要員を補充配置する等適切な要員管理を行うことができた。
- 12) 統制役及び各班長は、指示・実施事項の難易度や要員の力量等に応じて適所適所に要員を適切に配分することができた。また、活動時に対応要員に進捗状況、問題点の有無、体調等を適宜確認し、必要に応じて増員、交代等の追加対応を行ったこと等により、各種活動を円滑且つ確実に実施することができた。
- 13) 防災管理者及び統制役は、現場組織等からの情報を整理し、対応要領に基づいて、対応フロー図や系統図等の各種資料を基に応急措置の対応方針を決定することができた。また、各班長も、報告・情報共有の際に対応要領に基づいて、各種資料に必要事項等を記入し、その資料を基に現状報告や応急措置手順等の説明を的確且つ簡潔に行うことができた。
- 14) 各班長は、本部で決定した対応戦略の内容、手順等を簡潔且つ適切に現場組織に指示することができた。
- (3) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- 1) 防災管理者は、警戒事象の発生を判断し、5分後（目標：15分以内）に「警戒事象発生連絡」FAXにより、外部関係機関に対して、通報を行うことができた。また、その後の経過連絡を「警戒事象発生後の経過連絡」FAXにより、事象進展に応じて通報すべき情報に優先度を図った上で適宜発信することができた。
- 2) 情報班（通報文作成者）は、対応要領、情報班対応マニュアル等に基づき、警戒事象発生時に直ちに、初動時に確認・通報すべき重要事項をホワイトボードや聴取により情報を収集し、確認できている情報は漏れることなく通報文様式「警戒事象発生連絡」（試行版）に記入することができた。また、「警戒事象発生連絡」FAX発信時に確認中とした事項や通報連絡すべき事項については、継続して情報を収集し、確認できたものから続報の「警戒事象発生後の経過連絡」（試行版）に記入するとともに補完する別紙（図面等）を適宜添付して作成することができた。ただし、①誤記や記載漏れがあり、通報文を訂正（2回）することがあったことや、②汚染検査の結果の記載において、施設・放管班がホワイトボード（グリッドマップ）にてサーベイメータの直読単位（cpm）と法令の判断指標である換算された表面汚染密度の単位（Bq/cm²）の両方を記載していたが、時系列用ホワイトボードでは、cpmのみを記載したため、時系列からまとめた通報連絡書もcpmによる汚染状況のみ（表面汚染密度の記載を失念した）を発信してしまったことから、継続して対策が必要であることを確認した【改善点②】。
- 3) 通報文チェック者は、通報文の発信に遅れが生ずることなく、短時間で通報文をチェックし、対応要領に基づき、通報文作成者に的確に誤記の修正、添付資料の構成の見直し、必要情報の追記等を指示することができた。また、発信後の通報文に誤記を確認した際は、訂正報の作成を通報文作成者に適切に指示（①「警戒事象発生後の経過連絡」FAX（第2報 ERC-②）の被ばく患者発生状況のチェック漏れ、②「警戒事象発生後の経過連絡」FAX（第4報 ERC-④）の発生事象と対

応の概要欄中の誤記、単位の記載漏れを情報班対応マニュアルに基づき、それぞれの続報の「警戒事象発生後の経過連絡」FAXで、見え消しで訂正）することができた。

- 4) ERC対応班は、対応要領及び同要領の下部文書「ERC対応マニュアル」（以下、「ERC対応マニュアル」という。）に基づき、ERCプラント班とのホットライン（Web会議システム（試行））により、警戒事象の発生、施設・設備状況、異常等の発生状況、応急措置状況等を適時に提供することができたが、以下の2点については、継続して対策が必要であることを確認した。
 - ① 隣接事業者（東京大学）と同時発災時における発話ルールを決めていたが、発話時に事業所名を名乗ることを失念したことがあった【改善点③】。
 - ② 発話時に時刻情報の伝達漏れや時刻の識別（発生時刻、確認時刻、終了時刻等）が不足していたことがあった【改善点③】。
- 5) 事故対策本部に新たに配置した情報集約整理役は、ERCプラント班に伝達すべき事項（外部電源の有無、施設の運転状況、避難退避情報等）を「施設・設備状況等チェックシート」、「事故収束戦略一覧/事故収束戦略シート」等を基に、情報の收集整理及び正確性の確認を行い、ERC対応班の発話者に発話情報を的確に伝達することができた。
- 6) ERC対応班の発話者は、発話前に情報集約整理役等から入手した情報の内容を理解した上で正確且つ包括的に発話することができた。
- 7) ERC対応班の発話者は、発話すべき情報が複数あった際においても、事象等の優先度・重要度を考慮し、備え付け資料等を基に適切に発話することができた。
- 8) ERC対応班の発話者は、備え付け資料を積極的に活用し、説明に用いる資料名を明示した上で、正確に発生事象等の情報を説明することができた。
- 9) 事故対策本部は、防災管理者からの指示に従い、構内の職員等に対し、適時ページングを使用して適切に警戒事象発生、異常等の発生状況、応急措置等の活動状況等の情報を発信（共有）することができた。
- 10) 防災管理者は、正確に情報を共有するために事故対策本部要員等に対し、事象進展の節目等において、適宜ブリーフィングを行い、現場での対応・対策の進捗状況、懸案事項等の情報を共有することができた。
- 11) 隣接事業者（東京大学）からの火災発生（同時発災）の連絡を受けた際に、防災管理者は、施設・放管班に東海センターへの影響の評価や各種放射線モニタの監視強化等を即座に指示することができた。また、施設・放管班は、隣接事業者（東京大学）が必要としているモニタリングポストの放射線状況の推移等の情報を速やかに収集し、連絡することにより情報共有を図ることができた。

(4) 原子力災害医療訓練

- 1) 現場作業者は、事象発生直後（事故対策本部からの指示前）即座に呼吸保護具等の防護具を着装することができた。また、保護具を携行していない搬入室内作業員用の保護具を至近の保管場所から調達し速やかに着装させることができた。
- 2) 事故対策本部は、事故収束活動に従事する要員の汚染・被ばくを防ぐために、現場状況、汚染状況を考慮して、適切な防護具を選定し、着装を指示することができた。
- 3) 施設・放管班は、速やかにサーベイメータ等の必要資機材を至近の保管場所から調達し、汚染・被ばくしたおそれのある作業員の身体サーベイ、鼻スミヤを適切に実施することができた。

- (5) 現場組織の編成及び事故対策本部との通報連絡訓練
- 1) 防災管理者は、対応要領に基づいて、警戒事象発生時に迅速に現場組織の各活動班長に対して現場組織の編成を指示することができた。
 - 2) 防災管理者の指示を受けた現場組織の各活動班長は、直ちに要員を掌握し対応要領に定める活動班毎の活動を開始することができた。
 - 3) 現場組織は、事故対策本部に対してトランシーバ又は携帯電話により、適時正確に作業情報等を伝達することができた。
- (6) 事故収束訓練
- 1) 各班長は、現場組織からの通報等を基に情報を整理し、積極的に拡大防止措置等の提案を行うことができた。
 - 2) 現場組織は、本部から指示された作業内容の適切性等を理解した上で、円滑且つ確実に各種対応を実施することができた。
 - 3) 現場組織は、現場状況等から指示された内容や手順に不明点等があった際に、着手前に現場状況等の説明を行い、手順変更等の代案を提案することができた。
- (7) モニタリング訓練
- 1) 防災管理者は、対応要領に基づいて、施設・放管班に施設内外の放射線管理モニタの監視強化及び定期的な報告を迅速に指示することができた。
 - 2) 防災管理者は、本部要員を協議のうえ、作業状況、発災現場の汚染検査の結果等から汚染・拡散範囲を推定し、保安規定の定めに従い、適切に一時管理区域の設定を指示することができた。
 - 3) 施設・放管班は、放射線管理モニタの監視要員を配置するとともに、現場復旧班から増員配置された要員と連携して、サーベイメータ等の資機材やエリアモニタ予備品を保管場所から調達し、迅速にモニタリング測定を開始することができた。また、施設内外の放射線管理モニタの監視結果及びモニタリング測定結果は、対応要領に基づき、事故対策本部の放射線状況記録ボードに記録し、事故対策本部内で適時に共有することができた。
 - 4) 情報班は、対応要領及び情報班対応マニュアルに基づき、上記の測定結果を「警戒事象発生後の経過連絡」（試行版）FAXに記載し、外部関係機関に報告を行うことができた。
 - 5) 施設・放管班は、防災業務計画に基づいて、緊急作業に従事する現場復旧班員等に対し個人線量計（ポケット線量計）の着用を指示し、現場作業による被ばく線量の管理を確実に行うことができた。
- (8) 支援対策本部との連携等の訓練
- 1) 事故対策本部は、地震発生時や通報文FAXの都度、支援対策本部とTV会議を行ったことで、現場状況や事故対策本部の対応方針等について正確に情報を共有することができた。

5. 第2部訓練

5-1 防災訓練の想定

新分析棟のスパイク調製室のグローブボックス（以下、「GB118b」という。）で標準試料の乾固作業していた際に茨城県東海村で震度6弱の地震が発生（警戒事象の発生）し、①GB118b内の試料瓶が転倒・破損し、GB118b内に飛散、②GB118bの排気フィルタの内部損傷（フィルタの外れ）及び気体廃棄設備の第一系統のフィルタのずれにより、排気が浄化されず排気筒から放射性物質が放出したことにより、急激に排気筒モニタの指示値が上昇し、原災法第10条及び15条事象に進展する事象（放射性物質の異常放出）を想定。

5-2. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 特定事象等の判断、事故対策本部の指揮運営訓練
- (3) 外部関係機関を含む情報共有訓練
- (4) 原子力事業所災害対策支援拠点の運営及び支援対策本部との連携等の訓練

5-3. 防災訓練の結果に対する評価

「5-2. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、計画した各訓練での防災活動において大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認したが、いくつかの訓練項目に改善点が抽出された。各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。なお、文中の【改善点（番号）】は、「6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）」の事項番号を示す。

(1) 避難誘導訓練

- 1) 防災管理者は、「対応要領」に基づき、地震の発生直後即座に状況を判断し、事故対策本部要員等は事故対策本部、その他の職員等は避難場所（事務棟前）にヘルメットを着用し、安全を確保して避難することを指示することができた。
- 2) 防災管理者は、対応要領に基づき、直ちに各班長への人員点呼及び安否確認を指示するとともに広報班長にその結果の取り纏め及び報告を指示することができた。
- 3) 各班長は、防災管理者からの指示に従い、避難場所への避難者（協力会社員、外来者を含む）（模擬）、事故対策本部への参集要員等の人員点呼及び安否確認を速やかに行い、広報班長に結果を報告することができた。
- 4) 広報班長は、対応要領及び防災管理者からの指示に従い、速やかに各班長からの人員点呼及び安否確認の結果を取り纏めて防災管理者に報告することができた。

(2) 特定事象等の判断、事故対策本部の指揮運営訓練

- 1) 防災管理者は、対応要領に基づき、警戒事象発生の判断、事故対策本部要員の参集、事故対策本部の立上げ指示を適切に行うことができた。
- 2) 防災管理者は、広報班長から東海村の震度情報の報告を受け、直ちに対応要領に基づき、警戒事象の発生及び事故対策本部の設置を宣言し、事故対策本部要員に事故対策本部の立上げ指示を行うことができた。
- 3) 防災管理者及び統制役は、対応要領に基づき、各活動班の参集状況を確認した後、適切に初動作業（a.現場組織への応急措置活動等の実施及び状況報告、b.情

報班への情報の取り纏め及び通報文作成、c.広報班への外部関係機関への情報発信（FAX、電話連絡）、d.模擬ERC対応班へのホットラインでの通報連絡等）の指示をすることができた。

- 4) 事故対策本部要員等は、防災管理者の指示に従い、ヘルメットを着用し、安全を確保した上で、速やかに会議室に参集し、地震発生約5分後には事故対策本部の設営を完了させ、対応要領に基づく各活動班の活動を開始することができた。
- 5) 本部付き要員は、本部で決定した活動方針を「事故収束戦略一覧/事故収束戦略シート」等にまとめるとともに適切に進捗管理等を行うことができた。
- 6) 統制役は、初動時に確認・通報すべき事項を対応要領に定める「初動時における施設・設備状況等チェックシート」を基に整理し、未報告・未確認の事項について、各班長に適時に調査・確認を指示することができた。また、対応要領に基づき、防災管理者の重要な判断・指示事項の発言内容がホワイトボードに正しく記載されていることを適時確認し、追記・修正を適切に指示することができた。
- 7) 情報班は、「情報班対応マニュアル」に基づいて、初動時等の情報集中時にホワイトボード板書要員を増員配置することにより、防災管理者、統制役及び各班長等からの報告内容等を適切に記載することができた。また、各報告者への事実関係等の確認及び報告者からの指示等を受け、適宜追記・修正を行ったことで正確な情報を本部内で共有することができた。
- 8) 各班長等の報告者は、口頭報告に加えて、必要に応じて適宜報告内容のメモを作成して時系列データ記入者に渡すとともに記入された内容を適宜確認することができた。
- 9) 防災管理者及び統制役は、現場組織等からの情報を整理し、対応要領に基づいて、対応フロー図や系統図等の各種資料を基に応急措置の対応方針を決定するとともに、現場組織及び本部組織に対して適切な作業指示を行うことができた。また、各班長も、報告・情報共有の際に対応要領に基づいて、各種資料に必要な事項等を記入し、その資料を基に現状報告や応急措置手順等の説明を的確且つ簡潔に行うことができた。
- 10) 防災管理者は、排気筒モニタの指示値上昇時において、対応要領に基づき、迅速に原災法第10条事象及び第15条事象の特定事象に至る蓋然性を評価し、各活動班長に特定事象発生に係る準備（放射性物質の異常放出を止めるための措置、外部関係機関への通報文の作成等）を指示するとともに、排気筒モニタの指示値が原災法第10条事象及び第15条事象のEAL基準に到達した時は、防災業務計画のEAL基準と突合し、特定事象発生の判断を行うことができた。また、排気筒モニタの指示値から放射性物質の放出の停止を確認した時も、対応要領に基づき、迅速且つ的確に特定事象のEAL基準値を下回ったことの確認を行うことができた。
- 11) 防災管理者及び統制役は、現場組織等からの情報を整理し、対応要領に基づいて、対応フロー図や系統図等の各種資料を基に応急措置の対応方針を決定するとともに、現場組織及び本部組織に対して適切な作業指示を行うことができた。また、各班長も、報告・情報共有の際に対応要領に基づいて、各種資料に必要な事項等を記入し、その資料を基に現状報告や応急措置手順等の説明を的確且つ簡潔に行うことができた。

(3) 外部関係機関を含む情報共有訓練

- 1) 防災管理者は、特定事象の発生を確認した際に「特定事象発生通報」(試行版)(第10条通報) FAXにより、外部関係機関に対して、速やかに通報を行うことができた。特定事象到達後の経過連絡は「特定事象に伴う応急措置の概要」(試行版)(第25条報告) FAXにより、報告を行うことができた。
- 2) 情報班(通報文作成者)は、対応要領、情報班対応マニュアル等に基づき、警戒事象発生時に直ちに、初動時に確認・通報すべき重要事項をホワイトボードや聴取により情報を収集し、確認できている情報は漏れることなく通報文様式「警戒事象発生連絡」(試行版)に記入することができた。また、「警戒事象発生連絡」FAX発信時に確認中とした事項や通報連絡すべき事項については、継続して情報を収集し、確認できたものから続報の「警戒事象発生後の経過連絡」(試行版)に記入するとともに補完する別紙(図面等)を適宜添付して作成することができた。ただし、通報文に記載漏れがあり、訂正(1回)することがあったことから、継続して対策が必要であることを確認した【改善点②】。
- 3) 通報文チェック者は、通報文の発信に遅れが生ずることなく、短時間で通報文をチェックし、対応要領に基づき、通報文作成者に的確に誤記の修正、添付資料の構成の見直し、必要情報の追記等を指示することができた。また、発信後の通報文に誤記を確認した際は、訂正報の作成を通報文作成者に適切に指示(「警戒事象発生連絡」FAX(第1報 ERC-①)の外部電源及び施設・設備状況の確認時刻の記載漏れの追記)を情報班対応マニュアルに基づき、続報の「警戒事象発生後の経過連絡」FAXで、見え消しで訂正)することができた。
- 4) ERC対応班は、「ERC対応マニュアル」に基づき、ERCプラント班とのホットライン(Web会議システム(試行))により、警戒事象の発生、施設・設備状況、異常等の発生状況、応急措置状況等を適時に提供することができた。
- 5) 事故対策本部に新たに配置した情報集約整理役は、ERCプラント班に伝達すべき事項(外部電源の有無、施設の運転状況、避難退避情報等)を「施設・設備状況等チェックシート」、「事故収束戦略一覧/事故収束戦略シート」等を基に、情報の収集整理及び正確性の確認を行い、ERC対応班の発話者に発話情報を的確に伝達することができた。
- 6) ERC対応班の発話者は、発話前に情報集約整理役等から入手した情報の内容を理解した上で正確且つ包括的に発話することができた。
- 7) ERC対応班の発話者は、発話すべき情報が複数あった際においても、事象等の優先度・重要度を考慮し、備え付け資料等を基に適切に発話することができた。
- 8) ERC対応班の発話者は、備え付け資料を積極的に活用し、説明に用いる資料名を明示した上で、正確に発生事象等の情報を説明することができた。
- 9) 副防災管理者は、対応要領に基づいて、第15条認定会議の対応を行い、事態収束に向けた活動方針等を簡潔に説明できた。
- 10) 事故対策本部は、防災管理者からの指示に従い、構内の職員等に対して、適時ページングを使用して適切に放射性物質の異常放出確認、原災法第10条及び15条事象の発生、放射性物質の異常放出停止等の情報を発信(共有)することができた。
- 11) 防災管理者は、正確に情報を共有するために事故対策本部要員等に対し事象の進展の節目において、適宜ブリーフィングを行い、現場での対応・対策の進捗状況、懸案事項等の情報を共有することができた。

- (4) 原子力事業所災害対策支援拠点の運営及び支援対策本部との連携等の訓練
- 1) 模擬災害対策支援拠点の派遣要員は、使用する資機材を所定の保管場所から速やかに調達し、模擬災害対策支援拠点に運搬することができた。
 - 2) 事故対策本部は、派遣要員と通報文 FAX 及び電話等により情報を共有することができた。
 - 3) 模擬災害対策支援拠点の派遣要員は、対応要領に基づいて当該拠点到着後速やかに通信資機材等を設営し、事故対策本部との情報共有を開始し、事故対策本部と連携して運営を行うことができた。
 - 4) 事故対策本部は、通報文 FAX の都度、支援対策本部と TV 会議を行ったことで、現場状況や事故対策本部の対応方針等について正確に情報を共有することができた。また、支援対策本部は、事故対策本部からの要請を受け、速やかにリエゾン派遣要員の選出し、派遣（模擬）することができた。

6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
①	改善点： 事故対策本部内で確実に共有すべき以下 2 件の情報がホワイトボードに記載されず、事故対策本部内での情報共有が不確実であった。 ① 地震発生後に実施した施設・設備等の点検の点検開始時刻、点検者等の一部情報 ② 応急措置活動で実施した処置内容の一部情報（<u>汚染範囲：25×25cm に対して養生範囲：50 ×50cm であったが、ホワイトボード板書者に情報が伝わらず養生範囲を記載しなかったため、養生範囲も 25×25cm であると誤解を与えてしまった</u>）
	原因： 情報の輻輳時に報告者がメモの作成を失念したことにより、板書すべき情報の識別整理にも遅れが生じ、その結果ホワイトボードへの記載が漏れてしまった。
	対策： 以下の 2 件の取組みを行うこととする。 ① 板書すべき重要事項は、口頭報告のみではなく、必要に応じてメモを作成し、ホワイトボード板書者に渡すこと、正しく記載されていることを報告者、統制役が適宜確認することを徹底する。 ② 「書架資料 10 施設・設備状況等チェックリスト」の見直しを行い、確認事項を更に明確化するとともに各戦略終了時等のタイミングで確認漏れ等がないこと、確実に当該戦略が終了したことを適宜確認する。
②	改善点： 通報文に誤記、記載漏れ及び不親切な記載があり、合計3回（第1部訓練：2回、第2部訓練：1回）の訂正を行った。
	原因： 通報文作成・確認時の注意事項の整理、周知が不十分であった。
	対策： 防災業務計画の下部文書「情報班対応マニュアル」に通報文作成時の注意事項として記載例や具体的な単位等を明記し、周知するとともに訓練等で習熟を図る。
③	改善点： ERCプラント班との情報共有において、以下2件の改善点を抽出した。 ① 隣接事業者（東京大学）と同時発災時における発話ルールを決めていたが、発話時に事業所名を名乗ることを失念したことがあった。 ② 発話時に時刻情報の伝達漏れや時刻の識別（発生時刻、確認時刻、終了時刻等）が不足していたことがあった。
	原因： 発話方法の定型化、発話時の留意事項の整理が不十分であった。
	対策： 発話方法を定型化し、防災業務計画の下部文書「ERC対応マニュアル」に発話時の留意事項として必要となる情報を明記し、周知するとともに訓練等で習熟を図る。

7. 総括

第1部訓練、第2部訓練ともに、訓練の検証項目及び各個別目標について、概ね達成できたことを確認したことから、両訓練ともに目的は達成したと評価する。ただし、訓練の結果、「6. 今後の原子力災害対策に向けた改善点（対策）」に示す改善点（3点）が新たに抽出されたことから、今後も継続してPDCAを回すことにより、防災体制及び防災対応の更なる改善を図っていくとともに、過年度の課題点（改善点）についても、今後も訓練等を通じて更なる習熟・改善を図ることとする。また、隣接事業者との同時発災が発生した場合における情報共有の方法について、インフラ整備も含めて改善を図っていくことを検討することとする。

以上